

とちぎ障害者プラン21(2024~2028)の概要

計画の趣旨等

趣旨

本県における障害者福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

計画の位置づけ

- 障害者基本法第11条第2項の規定に基づく都道府県障害者計画
※障害者文化芸術活動推進法第8条に基づく障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての性格も併せ持つ。

計画期間

令和6(2024)年度から令和10(2028)年度の5か年

計画の基本目標

- **障害者の自立と社会参加**
- **共生社会の実現**

障害者一人ひとりが自らの意思によって社会参加し、県民一人ひとりが障害や障害者、障害者の家族への理解を深め、相互に協力し、共に支え合う社会を実現する。

計画改定のポイント

- 前計画の基本目標である「**障害者の自立と社会参加**」を継承
- **いちご一会とちぎ大会レガシー**の継承としてスポーツ、文化芸術活動の推進及び意思疎通支援の充実を図る。

その他

計画策定に向けて障害のある方の生活実態調査を実施(令和5年7月)

基本的方向と取組

共に生きるとちぎをつくるために

障害や障害者への理解促進が図られ、障害のある人もない人も互いに認め合い、尊重し、支え合いながら暮らす社会を目指す。

- 1 障害及び障害者に対する理解の促進
- 2 障害者差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3 行政等における配慮の充実
- 4 地域福祉活動の充実
- 5 SDGs(持続可能な開発目標)の取組

とちぎで安心して、いきいきと生活するために

住み慣れた地域において、一人ひとりが個性や能力を発揮しながら社会参加ができる環境を整備し、安心していきいきと生活できる社会を目指す。

- 1 安全・安心な生活環境の整備
- 2 防災・防犯等の推進
- 3 保健・医療の推進
- 4 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 5 雇用・就業及び経済的自立の支援
- 6 教育の振興

人がつながるとちぎであるために

～いちご一会とちぎ大会レガシーの継承～

いちご一会とちぎ大会のレガシーを継承し、障害者スポーツや文化芸術活動を推進するとともに、意思疎通支援を充実させることで、人と人とのつながりのある社会を目指す。

- 1 いちご一会とちぎ大会を契機とした障害者スポーツの推進
- 2 文化芸術・レクリエーション活動の推進
- 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実